

家庭教育支援法の早期制定を求める意見書

未来を支える子どもたち一人ひとりが、それぞれの能力や個性を活かして、夢と志に向かって頑張れる社会を創るには、家庭、地域、学校が連携・協力し、社会全体で子どもを育むことが大切である。

とりわけ、家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で、極めて重要な役割を果たしている。このような子どもの力は、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて育まれるものであり、家庭に教育の基盤をしっかりと築くことがあらゆる教育につながる。

しかしながら、核家族化、少子化、地域における人間関係の希薄化など、家庭を取り巻く社会状況が大きく変化して、保護者が身近な人から家庭教育に関する知識やノウハウを学ぶ機会が少なくなっていることから、子育てに対する不安や問題を抱えて孤立する親が増えるなど、家庭教育が困難となり、子育てが難しくなっていると指摘されている。

国や地方自治体が家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育支援に努めるべきことを定めた教育基本法の改正から10年余りが経った今、社会動向を踏まえた家庭教育支援の目指す方向性を確認し、地域の状況や課題に応じた取り組みがより一層活性化していくことが重要であり、今こそ社会全体で家庭教育を支えあう仕組みが必要である。

よって、国におかれては、家庭教育支援に関する施策を総合的に推進するため、家庭教育支援法を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月18日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	石田	真敏	様
文部科学大臣	柴山	昌彦	様
厚生労働大臣	根本	匠	様
内閣官房長官	菅	義偉	様

石川県志賀町議会議長 寺 井 強